

議案第107号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年12月20日

三朝町長 安田真一郎

平成7年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「次に掲げる職員に」を「次の各号のいずれかに該当する職員に対して」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 第5条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（町長が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が定めるもの

附 則

この条例は、平成8年1月1日から施行する。